



山形県公報

令和3年4月1日(木)

号 外 (16)

目 次

規 則

○山形県財務規則の一部を改正する規則…………… (会 計 局) … 1

訓 令

○山形県公印規程の一部を改正する訓令…………… (学事文書課) … 4

○山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (同) … 5

告 示

○平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正…………… (同) … 7

○道路の区域の変更…………… (村山総合支庁建設総務課) … 同

○同 ……………… (村山総合支庁西村山建設総務課) … 8

規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第45号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「国際人材活躍支援課」を「国際人材活躍・コンベンション誘致推進課」に、「ICT政策推進課」を「やまがた幸せデジタル推進課」に、「移住・定住推進課」を「ふるさと山形移住・定住推進課」に、「子育て若者応援部」を「しあわせ子育て応援部」に、「子育て支援課長」を「しあわせ子育て政策課長」に、「健康づくり推進課及び長寿社会政策課」を「がん対策・健康長寿日本一推進課及び高齢者支援課」に、「観光立県推進課長」を「観光復活戦略課長」に、「農業経営・担い手支援課」を「農業経営・所得向上推進課」に改める。

第6条第1項中「国際人材活躍支援課」を「国際人材活躍・コンベンション誘致推進課」に、「ICT政策推進課」を「やまがた幸せデジタル推進課」に、「移住・定住推進課」を「ふるさと山形移住・定住推進課」に、「子育て若者応援部」を「しあわせ子育て応援部」に、「子育て支援課」を「しあわせ子育て政策課」に、「健康づくり推進課及び長寿社会政策課」を「がん対策・健康長寿日本一推進課及び高齢者支援課」に、「観光立県推進課」を「観光復活戦略課」に、「農業経営・担い手支援課」を「農業経営・所得向上推進課」に改める。

第37条第3項中「給料、」を「給料及び」に改め、「及び旅費(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)の通勤に係る費用弁償に限る。)」を削る。

第63条第1項ただし書中「第1号会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)」に、「本条」を「この条」に改める。

第83条に次の1号を加える。

(11) その他会計管理者が別に定めるもの

第192条第4項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

別表第1第2項組織の区分の欄中「国際人材活躍支援課」を「国際人材活躍・コンベンション誘致推進課」に、「ICT政策推進課」を「やまがた幸せデジタル推進課」に、「移住・定住推進課」を「ふるさと山形移住・定住推進課」に、「子育て若者応援部」を「しあわせ子育て応援部」に、「子育て支援課」を「しあわせ子育て政策課」に、「健康づくり推進課及び長寿社会政策課」を「がん対策・健康長寿日本一推進課及び高齢者支援課」に、「観光立県推進課」を「観光復活戦略課」に、「農業経営・担い手支援課」を「農業経営・所得向上推進課」に改め、同項出納員として指定する職の欄中「にあつては主査」を「にあつては主査（予算担当）」に、「農林水産部の農業技術環境課、」を「農林水産部農業技術環境課にあつては予算専門員、農林水産部の」に、「副主幹（出納兼監査担当）」を「調査官（出納兼監査担当）」に、「上席の調査官（調度担当）」を「調査官（調度担当）」に改め、同項代決する出納員として指定する職の欄中「総務部管財課にあつては課長補佐」を「総務部管財課にあつては課長補佐（総務を担当するものに限る。）」に、「健康福祉部障がい福祉課にあつては主事（予算担当）」を「健康福祉部障がい福祉課にあつては主任主事（予算担当）」に、「主任主事（管理・予算担当）」を「上席の主事（管理・予算担当）」に、「農林水産部森林ノミクス推進課にあつては主事（予算担当）」を「農林水産部森林ノミクス推進課にあつては主任主事（予算担当）」に、「主任（出納担当）」を「係長（出納担当）」に、「次席の調査官（調度担当）」を「課長補佐（調度担当）」に、「指導取締係長」を「係長（指導取締担当）」に改め、同表第6項中

「最上総合支 庁産業経済 部農村整備 課	総務主査	主任主査	を	「最上総合支 庁産業経済 部農村整備 課	課長補佐 （総括・ 用地換地 担当）」	総務主査	に、
-------------------------------	------	------	---	-------------------------------	------------------------------	------	----

「課長補佐 （総務を 担当する 者に限 る。）」	主任主査	を	「総務主査	主任主査	に、「企画主査」を「主任主査」に、「課長補佐（管理担
--------------------------------------	------	---	-------	------	----------------------------

当)」を「管理専門員」に、「上席の主任主査」を「主任主査」に、

「森林研究研 修センター	総務課長	総務主査	を	「森林研究研 修センター	総務課長	総務専門 員	に、
-----------------	------	------	---	-----------------	------	-----------	----

「課長補佐	総務専門 員（右欄 (1)イ及 びトに係 る事項の うち、市 町村立学 校職員給 与負担法 に規定す る学校職 員の旅費 に関する 条例（昭 和29年6 月県条例 第25号） に基づく 管内の小 中学校職	を	「課長補佐 （総務を 担当する 者に限 る。）」	総務主査 （右欄 (1)イ及 びトに係 る事項の うち、市 町村立学 校職員給 与負担法 に規定す る学校職 員の旅費 に関する 条例（昭 和29年6 月県条例 第25号） に基づく 管内の小 中学校職	に改め、「（本務として東桜学館高等学校の事務部次長の職
-------	---	---	--------------------------------------	--	-----------------------------

員の旅費に係る事項については、課長補佐（行政担当）	員の旅費に係る事項については、課長補佐（行政担当）
総務係長	総務行政係長
課長補佐	課長補佐
上席の主事	上席の主事
総務主査	総務行政主査

にある者に限る。）」を削り、

「事務部次長 主査」を「事務部次長 総務主査」に、「谷地高等学校 事務次長 主事」を

「谷地高等学校 主事 事務長」に、「総務主査 主査」を「総務主査 主任主査」に改め、「(本

務として東桜学館中学校の総務主査の職にある者に限る。）」を削り、

「事務次長 上席の主事」を「主査 上席の主事」に、「小国高等学校 主任主事」を

「小国高等学校 主事」に、「鶴岡北高等学校 上席の主事」を「鶴岡北高等学校 主任主事」に、

「主任主査 主事」を「主任主査 主任主事」に、「事務部次長 主任主事」を

「事務部次長 上席の主事」に、「事務部次長（長井校に置くものを除く。） 総務主査」を「事務部次長（長井校に置くものを除く。） 主査」に、

「新庄養護学校 事務次長 主査」を「新庄養護学校 事務次長 上席の主事」に、

「総務主査（寒河江校及び大江校に置くものを除く。） 主任主事」を「総務主査（寒河江校及び大江校に置くものを除く。） 上席の主事」に、

「主任主査 事務長」を「主任主査 事務長」に、

「主事 事務長」を「主事 事務長」に、

「会計課係長 会計課専門員」を「上席の会計課係長 上席の会計課専門員」に、

「会計課専門員」を「上席の会計課専門員」に、

「上席の調査官（会計担当）
会計課係長」を「企画調整官（会計担当）
主事（会計課）」に、
「調査官（会計担当）
会計課専門員
会計課係長
企画調整官（会計担当）」を「上席の調査官（会計担当）
会計課係長
会計課専門員
上席の会計課専門員」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日前に第192条第1項の規定によりした債権についての履行延期の特約等に付する延納利息については、なお従前の例による。

訓 令

山形県訓令第7号

庁 中
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表1(2)職印の項中 「所得税の源泉徴収事務用、県民税及び市町村民税の特別徴収事務用、社会保険事務用並びに確定拠出年金事務用」を「所得税の源泉徴収事務用、県民税及び市町村民税の特別徴収事務用、社会保険事務用」に、

49	山形県村山総合支庁地域 振興局長印	方21	公文書一般用	村山総合支庁の総務企画部の西村山総務課長及び北村山総務課長	を
----	----------------------	-----	--------	-------------------------------	---

49	山形県村山総合支庁地域 振興局長印	方21	公文書一般用	村山総合支庁総務企画部の西村山総務課長及び北村山総務課長	に改める。
49の2	山形県置賜総合支庁地域 振興局長印	〃	〃	置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課長	

別表2(2)職印の項中

49
山形県村
山総合支庁
地域振興
局長印

を

49
山形県村
山総合支庁
地域振興
局長印

を

49の2
山形県置
賜総合支庁
地域振興
局長印

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第8号

庁 中
出 先 機 関

山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県公文書管理規程（令和2年3月県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中

「 移住・定住推進課 国際人材活躍支援課 」

を

「 ふるさと山形移住・定住推進課 国際人材活躍・コンベンション誘致推進課 」

に、

「 ICT政策推進課 」

を

「 ICT 」

「 やまがた幸せデジタル推進課 」

に、

「 デジ 」

「 子育て若者応援部 」

を

「 子育て支援課 子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課 」

「 しあわせ子育て応援部 」

に、

「 子政策 子保育 子家 女若 」

「 健康づくり推進課 長寿社会政策課 」

を

「 健推 長政 」

「 がん対策・健康長寿日本一推進課 高齢者支援課 」

に、

「 健推 高支 」

「中小企業振興課」を「中小企業・創業支援課」に、「雇用対策課」を「雇用・コロナ失業対策課」に、

観光立県推進課 イン・アウトバウンド推進課 文化振興・文化財課 新県民文化館活用・発信課	観 イ 文文 新活発	を											
観光復活戦略課 文化振興・文化財活用課	観 文文	に、											
農業経営・担い手支援課	農担	を											
農業経営・所得向上推進課	農経	に改め、同別表第3項の表中											
新県民文化館	新文館	を											
県民文化館	県文館	に改める。											
別表第3中	畜産	を											
	畜産	6次産業											
に改め、													
同表B人事の項の表中	信用共済	財形貯蓄											
を	財形貯蓄												
に改め、													
同別表F福祉の項の表中	障がい者 扶養共済												
を	障がい者 扶養共済	事業者											
に改め、													
同別表G生活文化の項の表中	NPO法 人認証												
を	NPO法 人												
に、	最上川県 民運動	災害ボラ ンティア											
を													
災害ボラ ンティア		に改め、同別表H安全の項の表中											
	救急	教育訓練											
	警防												
を													
消防吏 員・団員	救急	教育訓練											
警防													
に改め、同別表J環境の項の表中		地球温暖 化対策											
を													
気候変動 対策	に、	鳥獣保護											
	を	鳥獣保護 管理											
に改め、同別表M農務の項の表中		農協検査											
を													
農協・漁 協検査	に、												
6	畜産	総記	家畜改 良増殖	酪農肉 畜振興	畜産経 営	畜産経 済	飼料対 策	衛生					を

6	畜産	総記	家畜改良増殖	酪農肉畜振興	畜産経営	畜産経済	飼料対策	衛生				
7	6次産業	総記	6次産業	食農連携	食産業戦略	流通販売	輸出					

に改め、

同別表〇林務の項の表中

緑化	
林業振興	

を

緑化	森林環境譲与税
林業振興	森林経営管理法

に、

森づくり	
------	--

を

「森づくり 保安林」に改め、同別表Q建設の項の表中

地方道	国道
-----	----

を

「道路改築 交通安全」に、

技術管理	

を

技術管理	入札契約
雪寒	災害防除

に、

「建築士」を「建築士 住宅審査」に、

建物調査及び評価

を

建物維持保全

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第263号

平成13年5月県告示第362号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。
令和3年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

「子育て若者応援部子育て支援課」を「しあわせ子育て応援部子ども保育支援課」に、

「健康福祉部長寿社会政策課」を「健康福祉部高齢者支援課」に、

「産業労働部雇用対策課」を「産業労働部雇用・コロナ失業対策課」に改める。

山形県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。
令和3年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
寒河江市大字平塩字山崎2248番から		旧	16.3メートル	2,894メートル
東村山郡中山町大字柳沢字深山前504番8まで			3.5	
東村山郡中山町大字小塩字石名坂1077番2から		新	50.3メートル	3,753メートル
同 柳沢字権三郎422番5まで			8.5	

山形県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和3年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和3年4月1日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
寒河江市大字平塩字山崎2184番から		旧	6.6メートル	334メートル
同 2248番まで			4.5	
寒河江市大字平塩字山崎2172番1から		新	21.0メートル	360メートル
同 736番1まで			15.0	